

令和2年 12月 日光市農業委員会総会議事録

日時場所 令和2年12月18日 午後2時10分 大沢公民館 会議室

出席農業委員 10名

1番 福田 絹江 2番 石下富士男 3番 青木 渡 4番 高橋和子
5番 高橋久美子 6番 江連一彦 7番 田井 哲 8番 柴田美代子
9番 吉原廣康 10番 星 一徳

欠席農業委員 11番 増 淵 勝

出席推進委員 18名

12番 川村 耕一 13番 渡邊 清美 14番 齋藤 薫 15番 福田 隆徳
16番 加藤 英利 17番 早川 文子 18番 小池 毅 19番 柏木 武
20番 神山 順治 21番 福田 重勝 22番 岡部正一郎 23番 八木澤 清
24番 福田 正文 25番 高村 充 27番 谷野 三枝 28番 福田 登美子
30番 神山 隆治 31番 福田 吉男

欠席推進委員 32番 阿久津正信

傍 聴 人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第29号 農地法第4条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第30号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第5 報告第31号 農地法第18条(通知)について
- 第6 報告第32号 農業経営基盤強化促進法第20条の2第2項の規定による農用地利用集積計画の取消について
- 第7 議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第8 議案第71号 日光農業振興地域整備計画の重要変更について
- 第9 議案第72号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第10 議案第73号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第11 議案第74号 非農地証明願について
- 第12 議案第75号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について

沼尾洋克事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中10名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

なお、増淵勝委員から、欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。また、推進委員の阿久津正信委員から欠席する旨の届出があり、推進委員につきましては、19名中18名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

星 一 徳 議 長

ただ今から、令和2年12月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。

沼尾洋克事務局長

(議事日程を朗読)

星 一 徳 議 長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名いたしたいと思っております。2番石下富士男委員、3番青木渡委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の赤松主幹を指名いたします。

星 一 徳 議 長

日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」との声あり)

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

星 一 徳 議 長

日程第3、報告第29号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川 村 光 代 主 任

総会資料1ページをお開きください。報告第29号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の4条申請は3件ございました。許可書につきましても3件交付いたしました。申請人及び土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和2年11月20日。なお、2番につきましては3,000平米以上の案件ということで、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取をいたしまして、許可相当との意見をいただいております。許可日及び指令番号につきましては、1番及び3番が令和2年11月20日、日農委指令第4-5号から6号で許可書を発行しております。また2番につきましては、令和2年11月27日、日農委指令第4-7号で許可書を発行しております。以上でございます。

星 一 徳 議 長

ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは次に移ります。

日程第4、報告第30号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川村光代主任

総会資料2ページをお開きください。報告第30号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の5条申請は4件ございました。許可書につきましても4件交付いたしました。譲渡人、譲受人及び土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和2年11月20日。なお、1番につきましては3,000平米以上の案件ということで、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取をいたしまして、許可相当との意見をいただいております。許可日及び指令番号につきましては、1番が令和2年12月1日、日農委指令第5-41号、2番から4番につきましては、令和2年11月20日日農委指令第5-38号から40号で許可書を発行しております。以上でございます。

星一徳議長

ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星一徳議長

それでは次に移ります。

日程第5、報告第31号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹お願いします。

大島尚美副主幹

報告第31号「農地法第18条(通知)について」ご説明いたします。総会資料は3ページから10ページまでとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。申請番号1番と2番が農業委員会扱い、3番から12番までが日光市農業公社扱いに関する案件となります。以上ご報告いたします。

星一徳議長

はい、ありがとうございます。報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星一徳議長

それでは次に移ります。

日程第6、報告第32号「農業経営基盤強化促進法第20条の2第2項の規定による農用地利用集積計画の取消について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹お願いします。

大島尚美副主幹

報告第32号「農業経営基盤強化促進法第20条の2第2項の規定による農用地利用集積計画の取消について」ご説明いたします。総会資料は11ページとなります。本議案は、基盤法第20条の2第2項に規定による農用地利用集積計画の取り消しがあったことの報告となります。本案件は、11月の総会にてご審議いただき農用地利用集積計画を決定した案件ですが、貸人が農用地利用集積計画の公告前である11月30日より前に死亡したことにより利用権設定が無効になることから、取り消しをしたものです。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、取り消し事由・取消日等は通知のとおりです。以上ご報告いたします。

星一徳議長

はい、ありがとうございます。ここで2項規定は分かりますか。はい、大島

副主幹。

大島尚美副主幹

集積計画の決定があった後に公告日をもって有効となりますが、今回のように公告日前に亡くなったことが判明したとか、農地を適正に利用していないので勧告したなどの案件等があった場合、農業委員会は取消をして報告をしなければならないという規定になります。

星一徳議長

内容については報告でございます。何かご質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星一徳議長

日程第7、議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は鳥獣害対策部会が担当しております。青木部会長から全体の説明をお願いいたします。

(青木渡農業委員挙手)

はい、青木部会長。

青木渡農業委員

12月16日、鳥獣害対策部会において現地調査を行いました。案件は許可が10件、承認3件でございます。班体制ですが、第1班は私青木と福田隆徳委員、八木澤清委員、事務局から沼尾事務局長、川村主任。第2班は福田絹江副部会長、柏木武委員、福田吉男委員、星会長、事務局から赤松係長、大島副主幹です。なお報告は、農地法第3条の規定による許可申請については1番・2番・3番を柏木委員、日光農業振興地域整備計画の重要変更については1番を私青木、2番を福田隆徳委員、3番を八木澤委員。農地法第4条の規定による許可申請については1番を福田吉男委員。農地法第5条の規定による許可申請については1番・2番を福田吉男委員、3番を八木澤委員、4番を福田絹江副部会長。非農地証明願については1番・2番を福田隆徳委員。以上報告いたします。

星一徳議長

ありがとうございます。それでは3条の番号1番について審議を進めてまいります。担当委員の報告を求めます。

(柏木武推進委員挙手)

はい、柏木推進委員。

柏木武推進委員

私は議案第70号の1番を担当いたしました。本申請は売買による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図による説明です。申請地は、日光市原宿地内、小百小学校から東へ約1.3キロメートルに位置した場所です。小百小学校から日光地区広域農道を東に1.3キロメートルほど進み、南東へ150メートルほど入った付近に申請地があります。申請地は1筆で、登記簿地目は原野、現況は田となっております。譲受人は農地を適切に管理しており、家族2人で、水稻、季節の野菜を作付けしております。購入後も水稻の作付けを予定しております。利用権はありません。農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。したがって許可することに問題無いものと考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございます。それでは現地調査後の検討・協議の結果について青木部会長から報告願います。

(青木渡農業委員挙手)

はい、青木部会長。

青木渡農業委員

申請内容は説明があったとおりです。譲受人は経営農地を良く管理し、効率的に耕作していますので許可要件を全て満たしていると思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員
星 一 徳 議 長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。3条番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、3条番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(柏木武推進委員挙手)

はい、柏木推進委員。

柏 木 武 推 進 委 員

私は議案第70号の2番を担当いたしました。本申請は売買による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図による説明です。申請地は、日光市大桑町地内、大桑小学校から北へ約300メートルに位置した場所です。大桑小学校から北へ250メートル程進み、さらに北西へ200メートルほど進んだところが申請地です。登記簿地目及び現況ともに田です。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族1人で水稻を作付けしております。農地取得後も水稻の栽培を行う予定です。利用権はありません。なお、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。したがって許可することに問題無いものと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について青木部会長から報告願います。

(青木渡農業委員挙手)

はい、青木部会長。

青 木 渡 農 業 委 員

写真のとおり耕作地は良く管理されております。先程と同様、譲受人は経営農地を良く管理し、効率的に耕作していますので許可要件を全て満たしていると思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(江連一彦農業委員挙手)

はい、江連委員どうぞ。

江 連 一 彦 農 業 委 員

契約内容の所に売買で21,743円と書いてありますが、これは間違いではないのですね。

柏 木 武 推 進 委 員

はい、これは間違いではありません。

(鯉沼慶主査挙手)

はい、鯉沼主査。

鯉 沼 慶 主 査

間違いではないです。譲渡人が埼玉県に行ってしましまして、管理できないので安くても良いから譲渡したいという事での相対契約になりまして、1反歩約2万円になります。

星 一 徳 議 長

5反歩約10万円ですか。ここは土地改良をやったところで良い場所ですね。これ利用権はありますか。

鯉 沼 慶 主 査
星 一 徳 議 長

利用権はありません。

ほかに何かありますか。

(「なし。」との声あり)

田井哲 農業委員
星一徳 議長

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

ございません。これは多分、土地改良の費用位なのではないのでしょうか。そうですね。それでは質疑を終結し、採決を行います。3条番号2番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、3条番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星一徳 議長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。
(柏木武推進委員挙手)

柏木武推進委員

はい、柏木推進委員。

私は議案第70号の3番を担当いたしました。本申請は売買による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図による説明ですが、日光市川室地内、大桑小学校から東へ約2.0キロメートルに位置した場所です。案内図です。国道121号線轟工業団地入口の交差点から県道を南東に700メートルほど進み、左折して日光地区広域農道を東に900メートル、さらに左折して北東に300メートルほど進んだ先に申請地があります。登記簿地目及び現況ともに田です。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で水稲などを作付けしております。農地取得後も水稲の作付けを行う予定です。利用権はありません。なお、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。したがって許可することに問題無いものと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星一徳 議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について青木部会長から報告願います。

(青木渡農業委員挙手)

はい、青木部会長。

青木渡農業委員

譲受人は経営農地を良く管理し、効率的に耕作していますので許可要件を全て満たしていると思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

星一徳 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲 農業委員
星一徳 議長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星一徳 議長

日程第8、議案第71号「日光農業振興地域整備計画の重要変更について」を議題とし、担当委員の報告を求めます。

(青木渡農業委員挙手)

はい、青木委員。

青木渡農業委員

私は、議案第71号の1番について説明いたします。本申請は日光市小林地内におきまして、資材置場及び駐車場を目的とした農振除外申請です。申請人及び申請地は申請のとおりです。位置図ですが塩野室地区センターから南東約3キロメートルの場所に位置します。塩野室地区センターから県道小

林・逆面線を東へ3キロメートルほど進んだ左手が申請地です。周囲の状況ですが、東側が田、西側は宅地、南側は市道、北側は県道です。登記簿地目は畑、現況は駐車場及び資材置場です。現地には申請人の妻と行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。申請理由ですが、建築資材等が数多くあるため現在の敷地では狭く、建設資材等の保管・搬入・搬出に支障をきたしているため、建設資材置場と従業員の駐車場として利用するものです。周囲は安全対策のためコンクリート擁壁を築造しフェンスを設置します。上下水道はありません。雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理をいたします。総事業費は自己資金で賄う予定となっております。敷地の東側は建設資材等の搬入・搬出がスムーズにできるよう幅員3メートルほどの通行帯を設ける計画です。以上の事から周りに及ぼす影響はないと考えます。部会としても農振除外の始末書も添付されておりますので変更妥当との見解であります。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。ただいま説明が終わりました。ほかの委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

農振除外の始末書の扱いはどうなりますか。

川 村 光 代 主 任

農振除外に対する始末書が添付されているという事で、今度これが農振除外になれば今度は農業委員会に転用許可申請が上がってきます。その時は農地法に対しての始末書が添付されてくる予定です。

星 一 徳 議 長

農振農用地で始末書ですか。農振除外の協議会で諮問を受けることになりま

青 木 渡 農 業 委 員

すね。ここは何年くらいやっているのですか。非農地にならなかったのですか。8年から10年ほど経っていて、土地改良を実施したところなので非農地にはならないですね。

川 村 光 代 主 任

農林課の担当に確認したのですが、駐車場も段々に追加して増やしていったらしいのでいつやったのか確認が取れないそうです。

星 一 徳 議 長

どうしますか。農業委員会としては5条申請の時に始末書で上がってくればよいのですが農林課の扱い次第になりますね。

田 井 哲 農 業 委 員

農業委員会としては意見の諮問を出すのですが、このままでは諮問に該当しませんという回答になってしまいますよね。農振農用地で良いとなれば5条転用も良いという回答になります。

星 一 徳 議 長

そのとおりです。農地法では農振農用地に耕作放棄地は無いという考え方で始末書が出るような農地は無いという考えであるため、「農振農用地の変更について、始末書の内容について検討願いたい」と意見を付けて出すしかないと思いますが皆さん如何ですか。川村主任、どのような意見書内容になりますか。

川 村 光 代 主 任

はい、「農振除外に対して添付されている始末書について今後検討されたい。」という内容かと思います。

星 一 徳 議 長

ただいま事務局が示した内容で意見書を付けるということで宜しいですか。それでは、この案件については意見書を提出するという事で農業委員の皆さんはご了解宜しいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは、そのような内容で賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番については、この原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(福田隆徳推進委員挙手)

はい、福田隆徳推進委員。

福田隆徳推進委員

私は、議案第71号の2番を担当いたしました。本申請は日光市沢又地内において宅地を目的とした農振除外申請です。申請人及び申請地は申請のとおりです。今市青少年スポーツセンターから北東に2キロメートルほど位置します。こちらに清水側がありますがこの100メートル手前が申請地です。登記簿地目は田と畑、現況は宅地です。東側が宅地、西側は道路、南側は田と畑、北側は道路と山林です。現地には譲渡人と行政書士が立ち会い、杭打ちがされました。申請理由は総会資料にあるように、申請地を相続により取得して今回売買するに当たり土地の調査をしたところ、登記簿地目が農地であることが判明しました。申請地は被相続人の母の居宅として使用しており40年以上が経過しております。今後は土地の分筆・地目の変更を行い利用者に処分するもので農振法の手続きを経て非農地証明の手続きを行いたく申し出るものです。以上の事から周りに及ぼす影響は無いものと思われまので、ご審議の程よろしくお願いします。

(沼尾洋克事務局長挙手)

星 一 徳 議 長
沼尾洋克事務局長

はい、沼尾事務局長。

立ち会った行政書士の説明によると、航空写真を垂直に直す展開図によると、道路の北側までが本当の農振農用地らしいのですが、県の方の航空写真を展開図に直すと縄伸び的に道路のこちら側まで入ってしまうとの事です。本来はここまでのため区域外のはずですが、展開図になると入ってしまうため申請しない訳にはいかないだろうという事でした。分かりにくいですが本来の農振区域はここからこちらまでなのですが、データの図面を見ると縄伸び的にここまで入っていることになってしまうという事です。

星 一 徳 議 長

わかります。空中写真は角度回しで撮っていくのでそれを平面に落とすと角度により南に伸びたり、北に伸びたりしてしまう事があるという事です。それがここではないかという事です。

沼尾洋克事務局長

はい、そうです。それなので本来は区域には入っていないはずなのに県の展開図データでは入っているため申請が必要になったという事でした。オルソ画像ですね。

星 一 徳 議 長
川 村 光 代 主 任
星 一 徳 議 長

これは後から農業委員会に上がってくるのです。

はい、農振除外後に非農地証明願で農業委員会に上がってきます。

これは早くやってあげないと可哀想な案件ですね。皆さん内容についてはよろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番については、この原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番についてはこの原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(八木澤清推進委員挙手)

はい、八木澤推進委員。

八木澤清推進委員

私は、議案第71号の3番を担当いたしましたのでご報告いたします。本申請は日光市木和田島地内において、農家住宅を目的とした除外申請です。願出人及び願出地は申請のとおりです。申請地は大沢中学校から南西130メートルに位置します。大沢中学校から西へ60メートル進み、左折して200メートル行った所を右折し100メートルほど進んだ右手が申請地です。登記簿地目は畑、現況は田です。周囲の状況は西側が市道、東側と南側は農業用の作業通路、北側は畑です。現地には申請人と行政書士が立ち会い、申請地を農家住

宅敷地に利用する計画で杭打ちがしてありました。申請人は実家の父の家に妻と子と同居していますが、子の成長に伴い居住空間が手狭になったため、申出地を父より譲り受け農家住宅敷地として利用したく申し出るものです。給水は既存の井戸水を利用します。汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理し、雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理します。以上の事から周りに及ぼす影響は無いものと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について青木部会長から報告願います。

(青木農業委員挙手)

はい、青木委員。

青木渡農業委員

ご報告のとおり親子間の農家住宅建築という事で、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

この手前の青いところは何ですか。

川村光代主任

青いところは農振地域ではないので、今後転用申請を出してくる時にそこも合わせて転用申請する予定です。

星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番については、この原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番については、この原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第9、議案第72号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(福田吉男推進委員挙手)

はい、福田吉男推進委員。

福田吉男推進委員

私は、議案第72号の番号1番を担当いたしました。申請人及び申出地等は申請のとおりです。本申請は日光市鬼怒川温泉大原地内において太陽光発電施設を目的とした4条申請です。位置図ですが、国道121号線の東武鉄道小佐越駅から南120メートルに位置します。東武鉄道小佐越駅の80メートル手前の右側に申請地があります。登記簿地目及び現況ともに田です。周囲の状況は東側が水路、北側は宅地、西側は国道及び畑、南側は畑です。申請人は現在農業を営んでおりますが、今般休耕地である申請地に太陽光発電施設を設け電気の供給を行いたく申請するものです。申請地に太陽光パネル360枚を設置する計画です。給排水はございません。雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理します。周囲にはフェンスを設置し安全を確保します。総事業費は借入金で賄い、金融機関の借用証書が添付されております。以上のことから周りに及ぼす影響はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について青木部会長から報告願います。

(青木渡農業委員挙手)

はい、青木部会長。

青木渡農業委員会

いま説明がありましたが、休耕地に太陽光発電設備を設置するという事で、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。鳥獣会対策部会以外の委員の方からご意見等があればお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員
星 一 徳 議 長

ございません。

それでは宜しければ質疑を終結し、採決いたします。番号1番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、4条番号1番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第10、議案第73号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1番について、担当委員の報告を求めます。

(福田吉男推進委員挙手)

はい、福田吉男推進委員。

福田吉男推進委員

私は議案第73号の番号1を担当いたしました。貸し人、借り人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は日光市鬼怒川温泉大原地内において、一般住宅を目的とした5条申請です。位置図ですが、東武鉄道小佐越駅から北東へ約180メートルに位置します。国道121号線を東武鉄道小佐越駅から鬼怒川方面に140メートル進み、右折したところに申請地があります。登記簿地目及び現況ともに畑です。周囲の状況は東側が道路、北側・南側・西側は畑です。申請人は現在アパートに住んでいますが、結婚して1年経ち今後の家族計画と将来妻の両親の介護等を考え、申請地に一般住宅を建築したく申請するものです。敷地内に建築面積79.49平方メートルの2階建て住宅と駐車スペースを設ける計画です。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は建物の四隅に宅内浸透枡を設け処理します。総事業費は借入金で賄い、金融機関の仮申請申込結果通知が添付されております。以上のことから周りに及ぼす影響は無いものと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について青木部会長から報告願います。

(青木渡農業委員挙手)

はい、青木部会長。

青 木 渡 農 業 委 員

この申請地は事前着工という事で砂利敷きがしてあります。赤い方が今回申請の農地で、隣の砂利が敷いてあるところも農地です。部会としては今回の申請地は始末書を添付してもらうという判断になりましたが、隣の農地の砂利を撤去したことを確認して初めて申請という見解になりました。先程説明があったように、親子間の使用貸借による一般住宅建築という事でこちらは問題ないのですが、砂利についてはダブル違反になっているため、許可日については隣の農地の砂利撤去を再確認した後でないかと許可が出せないのではないかという見解ですので、皆さんご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで委員の方のご意見を伺う前に事務局の補足説明を願います。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川 村 光 代 主 任

この申請は代理人が入っているので確認をしたら、実は代理人も事前着工で砂利敷きしていることを知らなかったと、住宅建築関係の業者が敷いてしまったという事でした。農業委員会の見解として、申請地にかかっている砂利については始末書が添付されております。この始末書はこちらから代理人に連絡を

して譲渡人が書いてくれました。残り半分の申請地以外の砂利は別の農地なので即撤去するように指導しました。代理人から譲渡人に連絡をして確認をしたところ、早急に撤去しますが1～2日で撤去するには無理があるという話があったため、代理人に対し申請地以外の農地の砂利撤去が完了したら事務局に連絡するように伝えました。また総会で許可になった場合でも、事務局が砂利の撤去を確認してから許可書の発行になると譲渡人に伝えていただき了解してくれたと報告があったため、手続きについてはそのような見解で進めております。

星 一 徳 議 長
田 井 哲 農 業 委 員

事務局からの説明はご理解いただけましたでしょうか。

なぜその砂利を敷いたのですか。

(大島尚美副主幹挙手)

星 一 徳 議 長
大 島 尚 美 副 主 幹

はい、大島副主幹。

元々はこの両方を合わせた大きい土地で一筆であったため、重機を入れるのに砂利を敷いてしまったとの事です。

星 一 徳 議 長

私も確認したのですが、当初は大きい土地のまま全てを譲ろうと思っていたようですが、行政書士を入れたところ、5反歩要件があるとわかったため、慌てて許可範囲の土地を綺麗にしたようです。もともと耕作放棄地だったので綺麗にして黒土が見えるのは良いのですが砂利はまずいですね。住宅業者が下水処理の工事をするため敷いてしまったようです。そのような経緯であります。事務局でしっかり確認をして、良いとなったらその日付で許可書を発行するように、農業委員会としては暫定的ですがそのような形で宜しいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは、そのような形で採決したいと思います。先程の条件を付けまして番号1番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

この案件は何日付けで事務局が確認して、何日付けで許可書を発行したかという報告は来月で宜しいですか。

(「はい。」との声あり)

ありがとうございます。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(福田吉男推進委員挙手)

福田吉男推進委員

はい、福田吉男推進委員。

私は議案第73号の番号2を担当いたしました。申請人及び申出地等は申請のとおりです。本申請は日光市針貝地内において、一般住宅を目的として転用する案件です。申請地は針貝公民館から東へ200メートルに位置します。針貝交差点から大沢方面に140メートル進み、左折して200メートル進んだ左手が申請地です。登記簿地目及び現況ともに田です。周囲の状況は東側が宅地で、西側は田、南側は道路、北側が水路です。現地には申請人と行政書士が立ち会い、申請地を一般住宅にする計画で杭打ちがしてありました。申請人は現在家族とアパートに住んでいます。子どもの成長に伴い今の居住スペースでは手狭になり、今回父の農地を借り受け、一般住宅を建築したく申請するものです。申請地に108.44平方メートルの平屋建て住宅を建築する計画です。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水枡を設置し敷地内処理します。総事業費は借入金で賄い、金融機関の事前結果通知が添付されております。申請地の前は市道なのですが境界が田の中に入っております。以上のことから周りに及ぼす影響は無いと思われまますので、ご審議の程よろしく願います。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について青木部会長から報告願います。

(青木部会長挙手)

はい、青木部会長。

青木渡農業委員

説明があったように親子関係の使用貸借であるため問題は無いものと考えますので、ご審議の程よろしく願います。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号2番について、鳥獣害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。これは可哀想なのですが、これが境界協定になっているため田の中にこのような形で境界が入っています。道路反対側の住宅建築の際に片側協定をしてしまったため道路幅員が足りなくなり、今回の申請者は境界までセットバックして住宅を建築する事になります。本来は中央からお互いに計測するものですが先に住宅を建てる時に協定をして、今回の申請者には何も言わずに協定締結してしまったようです。ここに市道の構造物もあります。隣も申請者の農地で今後耕作すると言っていますが、こちらの田にも境界が入っています。そのようなことですがよろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番についてはこの原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(八木澤清推進委員挙手)

はい、八木澤清推進委員。

八木澤清推進委員

私は議案第73号の番号3を担当いたしました。本申請は日光市木和田島地内において宅地分譲を目的として転用する案件です。譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。位置図ですが、JR下野大沢駅から北東へ約1キロメートルに位置します。県道下野大沢停車場線を木和田島交差点方面に進み、交差点を左折し370メートル程行った所を左折し、60メートル入った右手が申請地です。登記簿地目及び現況ともに畑です。周囲の状況は東側と西側が宅地、南側は道路、北側は水路です。現地には譲渡人、譲受人及び行政書士が立ち会い、申請地を宅地分譲する計画で杭打ちがしてありました。こちらの写真は南側の道路になりますが、この斜線の所からこちらに砂利が敷いてあるため始末書が添付されています。また隣接者の方には了承を得ているとの事です。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は雨水浸透槽を設け処理します。以上のことから周りに及ぼす影響は無いと思われまますので、ご審議の程よろしく願います。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について青木部会長から報告願います。

(青木部会長報告)

青木渡農業委員

報告がありましたように申請地に砂利が敷いてありましたので、部会としては始末書が出れば許可相当だろうとの見解であります。ご審議の程よろしく願います。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号3番について、鳥獣

害対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。
(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何か
ございますか。

田井哲 農業委員
星一徳 議長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番についてですが、この原
案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり
『許可』することに決しました。

星一徳 議長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

(福田絹江農業委員挙手)

はい、福田絹江委員。

福田絹江 農業委員

私は議案第73号の番号4を担当いたしましたのでご報告いたします。譲渡
人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は日光市鬼怒川温泉大原
地内において、売買により太陽光発電設備を設置する転用案件です。位置図で
すが藤原中学校から西約160メートルに位置します。国道121号線を鬼怒
川方面に進み、藤原中学校手前の交差点を左折し突き当りを右折して70メー
トルのところに申請地があります。登記簿地目は田、現況は綺麗に草刈りがし
てありました。周囲の状況は東側が畑、北側も畑で梅の木が植えてありました。
西側と南側は道路です。現地には譲渡人と譲受人が立ち会いまして杭打ちがし
てありました。申請人は埼玉県本庄市に本店を置き、建築工事業や土木工事業
等を主な業務とする株式会社です。今般、申請地を買い受け太陽光発電施設用
地として利用したく申請するもので、敷地内に太陽光パネル248枚を設置す
る計画です。給排水はございません。雨水は敷地内浸透処理します。周囲はフ
ェンスを設置し、人や動物の進入を防ぎ感電などの事故が起こらないよう十分
に対処するという事でした。太陽光発電には境界から随分内側に造ること
になりますが、この地域は自然公園法が適用されるため境界から内側に5メー
トル程入ってから設置するよう条例で規定されています。工事を行うに当たり、
ここに蓋付きのU字溝で水路がありますがこの水路は前の道路を横断してこち
らに流れているため、工事の際はこの水路上を通るのではなく、水路と段差が
少ない此方を出入口にするようお願いしました。総事業費は借自己資金で賄い、
金融機関の残高証明書が添付されております。以上の事から何ら問題は無いも
のと考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

星一徳 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果につい
て青木部会長から報告願います。

(青木部会長報告)

はい、青木部会長。

青木渡 農業委員

ただいま説明がありましたとおり、周りにはフェンスを取り付け安全に配慮
するという事ですので何ら問題は無いものと考えます。自然公園法については
事務局から説明をお願いします。

川村光代 主任

鬼怒川温泉大原のこの辺りは自然公園法に該当する地区になりまして、太陽
光発電設備を設置するに当たり、道路境界から5メートル離れて設置するよう
に施行規則で規定されているそうです。鬼怒川温泉大原地域で2か所ぐらい別
の候補地があったそうですが、法律による構造基準では太陽光設備が殆ど設置
出来ないため今回の場所に決まったとの事でした。

(石下富士男農業委員挙手)

星一徳 議長

はい、石下委員。

石下富士男農業委員
星一徳議長
大島尚美副主幹
星一徳議長

これは一般住宅を建てる場合もこの基準が適用されるのですか。
説明では太陽光発電に限ってと言っていました。一般住宅は建っています。
住宅の色とか高さは制限があります。ここもフェンスは茶色にするそうです。
報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号4番について、鳥獣
害対策部会以外の委員の皆さんからご意見等がございましたらお受けいたしま
す。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何か
ございますか。

田井哲農業委員
星一徳議長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号4番について、この原案のと
おり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、5条番号4番はこの原案のと
おり『許可』することに決しました。

それでは2時間を過ぎましたので、ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時10分 ~ 午後4時20分)

星一徳議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11、議案第74号「非農地証明願について」を議題といたします。
はじめに、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(福田隆徳推進挙手)

はい、福田隆徳推進委員。

福田隆徳推進委員

議案第74号の1番を担当いたしました。本申請は日光市今市地内において
宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等は申請のとおりです。
位置図による説明ですが、願出地は、今市地内今市中学校から南へ約200メ
ートルに位置した場所です。今市中学校から東に150メートル行ったところ
を右折して南に50メートル、また右折して200メートルほど進んだ右手が
願出地です。登記簿地目は畑で現況は宅地です。周囲の状況は東側が宅地、西
側は畑、南側は道路、北側は畑です。ここに乗り入れ道路がありますがここに
細く畑が残っています。平成7年撮影の空中写真が添付されております。現地
には願出人の妻と行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は昭
和45年頃から宅地として利用し50年が経過しています。以上の事から証明
することに何ら問題がないと思われまますので、ご審議の程よろしく願いいた
します。

星一徳議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について
部会長から報告願います。

(青木渡農業委員挙手)

はい、青木部会長。

青木渡農業委員

ただいま報告がありましたように、築50年以上経っていますし、平成7年
撮影の空中写真が添付されております。以上の事から証明することに何ら問題
がないと思われまますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

星一徳議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。鳥獣害対策部会以外の委
員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。事務局、この端にあ
る畑は何かあるのですか。

鯉沼慶主査
星一徳議長

端の畑については、塀の外にあったため今回入れなかったという説明でした。
他に何かございますか。

(「なし。」との声あり)

田井哲農業委員
星一徳議長

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。非農地番号1番については、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、非農地番号1番につきましてはこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星一徳議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(福田隆徳推進挙手)

はい、福田隆徳推進委員。

福田隆徳推進委員

議案第74号の2番を担当いたしました。本申請は日光市今市地内において宅地への進入路として利用している案件です。願出人及び願出地等は申請のとおりです。先程の議案第74号の1番と関係しているため、位置図と案内図については説明を省略させていただきます。願出地は先程の宅地に入る進入路になっています。登記簿地目は畑です。東側は畑、西側は宅地、南側は道路、北側は水路です。平成7年撮影の空中写真が添付されております。現地には願出人の妻と行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。このフェンスの奥に水路が流れています。願出地は昭和51年から隣地への進入路として利用し44年が経過しています。以上の事から証明することに何ら問題がないと思われるので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星一徳議長

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(青木渡農業委員挙手)

はい、青木部会長。

青木渡農業委員

ただいま報告がありましたように、築44年以上経っていますし、平成7年撮影の空中写真が添付されております。以上の事から証明することに何ら問題がないと思われるので、ご審議の程よろしくお願いいたしますが、この杭からこちら側は公道ですが申請地は違っています。このことについて事務局から補足説明願います。

(沼尾洋克事務局長挙手)

はい、沼尾事務局長。

星一徳議長
沼尾洋克事務局長

なぜここが市への寄付にならないのかと聞いたところ、袋地になっており行き止まりのため一般の人が通り抜けできないという事で、このような道は基本的に市道に認定していないという事でした。

(石下富士男農業委員挙手)

はい、石下委員。

石下富士男農業委員

ただいまそこまでが公道という事でしたが、幅は4メートルあるのですか。

(沼尾洋克事務局長挙手)

はい、沼尾事務局長。

星一徳議長
沼尾洋克事務局長

幅は4メートルあるか6メートルあるかという事ですが、市道の要件は満たしているという事です。要するに願出地は袋地のため公衆用道路にはならないという事でした。

星一徳議長

公用性が無いという観点だと思いますが、先程石下委員から質問がありましたが、公道は特段4メートル・6メートルに限っていません。1. 8メートルもあります。ただ新法になれば4メートル・6メートルという事ではありますが旧法ではそれより狭い道もあります。市道にする場合は下から工事が必要になり、市道の規格どおり5センチ・5センチの舗装にして右と左に側溝を入れるようなのでキリが無くなるため、公共性が無いところはなかなか市道認定を

田井哲農業委員

受けられないという事です。

昔はそこまでしか土地がなくて必要なかった所を、後から住宅が建ったという事でしょう。そのため当初は出入口として必要なところまで公道にしたのだと思います。

柴田美代子農業委員

昔この辺りには殆ど家は無く畑でした。

星一徳議長

ここまでが本当の形ですね。ほかに何かご意見等ございますか。無ければ採決に入りますがよろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。非農地番号2番については、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、非農地番号1番につきましてはこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星一徳議長

日程第12、議案第75号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島尚美副主幹。

大島尚美副主幹

議案第75号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は利用権設定のみの案件となります。総会資料は17ページから60ページまでになります。件数は88件、面積合計は359筆で591,244.64平方メートルとなります。内訳は、申請番号1番から10番までが農業委員会扱いに関する案件で、11番から88番までが日光市農業公社扱いの案件となっております。設定をする者(貸人)・設定を受ける者(借人)の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願いいたします。

星一徳議長

ただいま事務局の説明が終わりました。はじめに利用権設定の12番について審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により高橋久美子委員の退席を求めます。

(高橋久美子農業委員退席 午後4時36分)

この件について委員の皆さんからご意見等がありましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第75号のうち、利用権設定の12番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、利用権設定の番号12番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

高橋久美子委員の着席を許可いたします。

(高橋久美子農業委員着席 午後4時37分)

星 一 徳 議 長

続きまして、利用権設定の27番について審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定を準用いたしまして、川村耕一委員の退席を求めます。

(川村耕一推進委員退席 午後4時37分)

この件について、委員の皆さんからご意見等がありましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第75号のうち、利用権設定の27番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、利用権設定の番号27番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

川村 耕一委員に着席を許可いたします。

(川村耕一推進委員着席 午後4時38分)

星 一 徳 議 長

続きまして、利用権設定の31番について審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定を準用いたしまして、神山順治委員の退席を求めます。

(神山順治推進委員退席 午後4時39分)

この件について、委員の皆さんからご意見等がありましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第75号のうち、利用権設定の31番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、利用権設定の番号31番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

神山順治委員の着席を許可いたします。

(神山順治推進委員着席 午後4時39分)

星 一 徳 議 長

続きまして、利用権設定の55番について審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、高橋和子委員の退席を求めます。

(高橋和子農業委員退席 午後4時39分)

この件について、委員の皆さんからご意見等がありましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第75号のうち、利用権設定の55番については、この原案のとおり農用地利用集積計画

を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、利用権設定の番号55番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

高橋和子委員に着席を許可いたします。

(高橋和子農業委員着席 午後4時40分)

星 一 徳 議 長

次に利用権設定の68番及び69番ですが、この審議にあたりましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議長を1番福田絹江職務代理者に交代します。

福田絹江職務代理者

よろしく願いいたします。それでは利用権設定の68番及び69番の審議に入ります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により星一徳委員の退席を求めます。

(星一徳農業委員退席 午後4時40分)

この件について、委員の皆さんからご意見等がありましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第75号のうち、利用権設定の68番及び69番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、利用権設定の68番及び69番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

星一徳委員の着席を許可いたします。

(星一徳農業委員着席 午後4時41分)

それでは議長を交代いたします。

星 一 徳 議 長

議長を代わりました。

次に利用権設定の12番、27番、31番、55番、68番及び69番以外の残りの案件について審議いたします。残りの案件について、委員の皆さまからご質問はございますか。

(小池毅推進委員挙手)

はい、小池推進委員。

小池毅推進委員

総会資料の17ページ、けっこうな面積が使用貸借権だけになっていますがこれはどのような事ですか。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹。

大島尚美副主幹

譲渡人はもう農地をやっていないので、管理してもらえればありがたいという事もありまして無償で利用権設定が出ています。受ける方は譲渡人のいこの子で、塩谷町で17丁歩くらい水稻・ソバなどを作付けしています。そのため、そこでソバの作付けをして管理をするという事です。

星 一 徳 議 長

よろしいですか。ほかにご質問はありますか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第75号、

利用権設定の12番、27番、31番、55番、68番及び69番以外の残りの案件については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第75号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」の12番、27番、31番、55番、68番及び69番以外の残りの案件については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

星 一 徳 議 長

以上をもちまして、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年12月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

閉会 午後 4 時 46 分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

2 番 委 員

3 番 委 員